

答 申

第1 審査会の結論

教育委員会が「顛末書（平成27年4月20日付け）」、「顛末書（平成27年6月12日付け）」、「顛末書（平成27年12月4日付け）」、「顛末書（平成27年11月16日付け）」、「顛末書（平成27年11月17日付け）」、「報告書（平成27年9月16日付け）」、「報告書（平成27年10月30日付け）」、「報告書（平成27年11月4日付け）」、「体罰に係わる報告書の提出について（報告）」、「体罰に関する報告書及び顛末書の提出について（進達）」、「報告書（体罰）」について、別表に掲げる部分以外の部分について非開示としたことは妥当であるが、別表に掲げる部分については開示すべきである。

第2 本件審査請求の趣旨

令和3年4月17日付けで審査請求人が行った審査請求（以下「審査請求」という。）の趣旨は、審査請求人が同年2月9日付けで高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。以下「条例」という。）に基づき行った「高知県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む。）（平成27年度分）」の開示請求に対して、教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和3年4月7日付けで行った「平成27年度に高知県教育委員会に提出された県内公立小中学校で起きた体罰に関する顛末書及び報告書（5件）」、「体罰事故報告書（6件）」、「顛末書（6件）」及び「平成27年度体罰に関するアンケート用紙【教員用】」、「平成27年度体罰に関するアンケート用紙」の部分開示決定の取消しを求めるというものである。

第3 実施機関の本件部分開示決定の理由等

実施機関が弁明書及び意見陳述で主張している本件部分開示決定理由等の主な内容は、次のように要約できる。

1 本件公文書について

本件公文書は、平成27年度に教育委員会に提出された県内公立小中学校、県立高等学校及び特別支援学校で起きた体罰に関する顛末書及び報告書等である。

本件公文書には「顛末書（平成27年4月20日付け）」（以下「本件公文書1」という。）、「顛末書（平成27年6月12日付け）」（以下「本件公文書2」という。）、「顛末書（平成27年12月4日付け）」（以下「本件公文書3」という。）、「顛末書（平成27年11月16日付け）」（以下「本件公文書4」という。）、「顛末書（平成27年11月17日付け）」（以下「本件公文書5」という。）、「報告書（平成27年9月16日付け）」（以下「本件公文書6」という。）、「報告書（平成27年10月30日付け）」（以下「本件公文書7」という。）、「報告書（平成27年11月4日付け）」（以下「本件公文書8」という。）、「体罰に係わる報告書の提出について（報告）」（以下「本件公文書9」という。）、「体罰に関する報告書及び顛末書の提出について（進達）」（以下「本件公文書10」という。）、「報告書（体罰）」（以下「本件公文書11」という。）の11件の体罰事案の報告書が含まれている。

本件公文書1は教諭の「顛末書」及び校長の「報告書」の2通、本件公文書2は教諭の「顛末書」及び校長の「報告書」の2通、本件公文書3は教諭の「顛末書」及び校長の「報告書」の2通、本件公文書4は教諭の「顛末書」及び校長の「報告書」の2通、本件公文書5は教諭の「顛末書」及び校長の「教職員の体罰に係る報告書」の2通、本件公文書6は校長の「報告書」及び教諭の「顛末書」の2通、本件公文書7は校長の「報告書」及び教諭の「顛末書」の2通、本件公文書8は校長の「報告書」、「平成27年度体罰に関するアンケート用紙【教員用】」、高校生用及び保護者用の「平成27年度体罰に関するアンケート用紙」並びに教諭の「顛末書」の5通、本件公文書9は校長の「体罰に係わる報告書の提出について（報告）」、校長の「体罰に係わる顛末書および報告書の提出について（進達）」、校長の「報告書」及び期限付講師の「顛末書」の4通、本件公文書10は校長の「体罰に関する報告書及び顛末書の提出について（進達）」、校長の「報告書（体罰）」及び寄宿舍指導員の「顛末書」の3通、本件公文書11は校長の「報告書（体罰）」及び期限付講師の「顛末書」の2通から、それぞれ構成されている。

2 条例第6条第1項第2号該当性について

(1) 本件公文書1について

ア 本件公文書1のうち、非開示とした①市町村名、②学校名、③校長名、④体罰を行った教諭（以下「加害教諭」という。）名、⑤加害教諭の印影、⑥クラス名、⑦体罰を受けた児童（以下「被害児童」という。）名、⑧指導主事名、⑨教育長名及び教育次長名、⑩キャッチフレーズ、⑪行事名については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと認められるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもので、かつ、ただし書のいずれにも該当しないものである。

イ ⑦被害児童名は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第6条第1項第2号に該当する。

ウ ①市町村名は、1市町村に小中学校が1校ずつしかない市町村が多く存在する高知県においては、既に開示されている情報と照合することにより学校名が特定できる可能性が高い情報である。

③校長名、④加害教諭名（⑤加害教諭の印影を含む。）については、高知県立図書館（オーテピア高知図書館）に所蔵され、誰もが閲覧することができる「高知県教育関係職員名簿」に記載されており、若しくは高知県教育委員会又は各学校に問い合わせれば誰にでも答えているものであり、開示することにより学校名が特定できる情報である。

⑥クラス名は、小規模校が多い高知県の中にあって、小学校の中で学年で複数の学級がある学校は稀であるため、既に開示されている情報と照合することにより学校名が特定できる可能性が高い情報である。

⑧指導主事名、⑨教育長名及び教育次長名は、市町村が特定され、既に開示されている情報と照合することにより学校名が特定できる可能性が高い情報である。

⑩キャッチフレーズは、学校名が入ったキャッチフレーズであり、⑪行事名は、学校が独自に命名した行事名であるため、いずれも学校名が特定できる情報である。

学校名が特定されただけでは被害児童までは識別できないかもしれないが、本件開示請求において既に被害児童の学年、体罰の時期、場所及び体罰前後の状況が開示されており、更に学校名まで開示されれば、既に開示されている情報と照合することにより、被害児童が特定される可能性が高く、条例第6条第1項第2号に該当する。

(2) 本件公文書2について

ア 本件公文書2のうち、非開示とした①市町村名、②学校名及び印影、③校長名、④加害教諭名、⑤加害教諭の印影、⑥加害教諭以外の教諭名、⑦クラス名、⑧施設名、⑨家庭に関する情報、⑩役職名、⑪大会対戦名、⑫地区名については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと認められるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもので、かつ、ただし書のいずれにも該当しないものである。

イ ③校長名、④加害教諭名（⑤加害教諭の印影を含む。）、⑥加害教諭以外の教諭名は、高知県立図書館（オーテピア高知図書館）に所蔵され、誰もが閲覧することができる「高知県教育関係職員名簿」に記載されており、若しくは高知県教育委員会又は各学校に問い合わせれば誰にでも答えているものであり、開示することにより学校名が特定できる情報である。

①市町村名は、1市町村に小中学校が1校ずつしかない市町村が多く存在する高知県においては、既に開示されている情報と照合することにより学校名が特定できる可能性が高い情報である。

⑦クラス名は、小規模校が多い高知県の中にあって、中学校の中で学年で複数の学級がある学校は稀であるため、既に開示されている情報と照合することにより学校名が特定できる可能性が高い情報である。

⑧施設名は、該当の施設は高知県内に数か所しかなく、施設名が開示されれば体罰が起きた場所を特定でき、既に開示されている情報と照合することにより学校名が特定できる可能性が高い情報である。

⑩役職名は、該当の施設は高知県内に数か所しかなく、施設の役職名を公開すると施設名が特定され、施設名が特定されれば体罰が起きた場所を特定でき、既に開示されている情報と照合することにより学校名が特定できる可能性が高い情報である。

⑪大会対戦名は、学校名が入っており、学校名が特定できる情報である。

⑫地区名は、地区内には中学校が数校しかなく、地区名が開示されれば体罰が起きた場所を特定でき、既に開示されている情報と照合することにより学校名が特定できる可能性が高い情報である。

学校名が特定されただけでは体罰を受けた生徒（以下「被害生徒」という。）までは識別できないかもしれないが、本件開示請求において既に被害生

徒の学年、体罰の時期、場所及び体罰前後の状況が開示されており、更に学校名まで開示されれば、既が開示されている情報と照合することにより、被害生徒が特定される可能性が高く、条例第6条第1項第2号に該当する。

ウ ⑨家庭に関する情報は、被害生徒のプライバシーに係る内容であり、既が開示されている情報と照合することにより被害生徒の識別につながった場合、本人の権利利益の侵害につながるおそれがあるため、条例第6条第1項第2号に該当する。

(3) 本件公文書3について

ア 本件公文書3のうち、非開示とした①学校名及び印影、②市町村名、③被害生徒の家族構成、④被害生徒名、⑤加害教諭名、⑥加害教諭の印影、⑦障害名については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと認められるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもので、かつ、ただし書のいずれにも該当しないものである。

イ ④被害生徒名は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第6条第1項第2号に該当する。

ウ ③被害生徒の家族構成は、既が開示されている他の情報と照合することにより、被害生徒の識別につながる可能性のある情報であるため、条例第6条第1項第2号に該当する。

エ ⑦障害名は、被害生徒のプライバシーに係る内容であり、既が開示されている情報と照合することにより被害生徒の識別につながった場合、本人の権利利益の侵害につながるおそれがあるため、条例第6条第1項第2号に該当する。

オ ②市町村名は、1市町村に小中学校が1校ずつしかない市町村が多く存在する高知県においては、既が開示されている情報と照合することにより学校名が特定できる可能性が高い情報である。

⑤加害教諭名（⑥加害教諭の印影を含む。）は、高知県立図書館（オーテピア高知図書館）に所蔵され、誰もが閲覧することができる「高知県教育関係職員名簿」に記載されており、若しくは高知県教育委員会又は各学校に問い合わせれば誰にでも答えているものであり、開示することにより学校名が特定できる情報である。

学校名が特定されただけでは被害生徒までは識別できないかもしれないが、本件開示請求において既に被害生徒の学年、体罰の時期、場所及び体罰前後の状況が開示されており、更に学校名まで開示されれば、既が開示されている情報と照合することにより、被害生徒が特定される可能性が高く、条例第6条第1項第2号に該当する。

(4) 本件公文書4について

ア 本件公文書4のうち、非開示とした①学校名及び印影、②校長名、③加害教諭名、④加害教諭の印影、⑤被害児童名、⑥クラス名、⑦加害教諭の年齢については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月

日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと認められるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもので、かつ、ただし書のいずれにも該当しないものである。

イ ⑤被害児童名は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第6条第1項第2号に該当する。

ウ ⑦加害教諭の年齢は、加害教諭及び被害児童の識別につながる情報であるため、条例第6条第1項第2号に該当する。

エ ⑥クラス名は、被害児童のクラス名が開示されているため、兄弟のクラス名を開示すれば、既に開示している情報と照合することによって、被害児童の識別につながる情報であるため、条例第6条第1項第2号に該当する。

オ ②校長名、③加害教諭名（④加害教諭の印影を含む。）は、高知県立図書館（オーテピア高知図書館）に所蔵され、誰もが閲覧することができる「高知県教育関係職員名簿」に記載されており、若しくは高知県教育委員会又は各学校に問い合わせれば誰にでも答えているものであり、開示することにより学校名が特定できる情報である。

学校名が特定されただけでは被害児童までは識別できないかもしれないが、本件開示請求において既に被害児童の学年、体罰の時期、場所及び体罰前後の状況が開示されており、更に学校名まで開示されれば、既に開示されている情報と照合することにより、被害児童が特定される可能性が高く、条例第6条第1項第2号に該当する。

（5）本件公文書5について

ア 本件公文書5のうち、非開示とした①市町村名、②学校名、③加害教諭名、④加害教諭の印影、⑤被害生徒名、⑥校長名及び印影については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと認められるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもので、かつ、ただし書のいずれにも該当しないものである。

イ ⑤被害生徒名は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第6条第1項第2号に該当する。

ウ ①市町村名は、1市町村に小中学校が1校ずつしかない市町村が多く存在する高知県においては、既に開示されている情報と照合することにより学校名が特定できる可能性が高い情報である。

③加害教諭名（④加害教諭の印影を含む。）、⑥校長名及び印影は、高知県立図書館（オーテピア高知図書館）に所蔵され、誰もが閲覧することができる「高知県教育関係職員名簿」に記載されており、若しくは高知県教育委員会又は各学校に問い合わせれば誰にでも答えているものであり、開示することにより学校名が特定できる情報である。

学校名が特定されただけでは被害生徒までは識別できないかもしれないが、

本件開示請求において既に被害生徒の学年、体罰の時期、場所及び体罰前後の状況が開示されており、更に学校名まで開示されれば、既に開示されている情報と照合することにより、被害生徒が特定される可能性が高く、条例第6条第1項第2号に該当する。

(6) 本件公文書6について

ア 本件公文書6のうち、非開示とした①学校名、②学校長名、③学校長印、④加害教諭名、⑤被害生徒名、⑥被害生徒の所属科名、⑦被害生徒の出身中学校名、⑧加害教諭の所属科名、⑨加害教諭の年齢、⑩加害教諭以外の教諭名、⑪加害教諭以外の教諭の年齢、⑫教頭名、⑬練習試合の相手中学校名、⑭被害生徒以外の生徒名、⑮被害生徒以外の生徒の所属科名、⑯加害教諭の勤務年数、⑰加害教諭の印影、⑱研修名については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと認められるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもので、かつ、ただし書のいずれにも該当しないものである。

イ ⑤被害生徒名及び⑭被害生徒以外の生徒名は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第6条第1項第2号に該当する。

ウ ⑦被害生徒の出身中学校名は、被害生徒の学歴に関する情報であり、条例第6条第1項第2号に該当する。

エ ②学校長名、④加害教諭名（⑰加害教諭の印影を含む。）、⑩加害教諭以外の教諭名及び⑫教頭名については、高知県立図書館（オーテピア高知図書館）に所蔵され、誰もが閲覧することができる「高知県教育関係職員名簿」に記載されており、若しくは高知県教育委員会又は各学校に問い合わせれば誰にでも答えているものであり、開示することにより学校名が特定できる情報である。

③学校長印には、学校名が表示されている。

⑥被害生徒の所属科名、⑧加害教諭の所属科名及び⑮被害生徒以外の生徒の所属科名については、非開示とした所属科を有する高等学校は県内に限られており、開示することにより学校名が特定できる情報である。

⑬練習試合の相手中学校名を開示すれば、体罰が起きた地域を特定でき、既に開示されている情報と照合することにより、学校名を特定できる可能性が高い情報である。

学校名が特定されただけでは被害生徒までは識別できないかもしれないが、本件開示請求において既に被害生徒の学年、性別、体罰の時期、場所、態様等が開示されており、更に学校名まで開示されれば、既に開示されている情報と照合することにより、被害生徒が特定される可能性が高く、条例第6条第1項第2号に該当する。

オ ⑱研修名については、⑨加害教諭の年齢、⑪加害教諭以外の教諭の年齢、⑯加害教諭の勤務年数が特定できる情報である。それゆえ、条例第6条第1項第2号ただし書に規定される地方公務員の職務の遂行に係る情報とは別個

の独立した個人情報であり、条例第6条第1項第2号に該当する。

(7) 本件公文書7について

ア 本件公文書7のうち、非開示とした①文書記号、②学校名、③学校長名、④学校長印、⑤加害教諭名、⑥加害教諭の年齢、⑦被害生徒名、⑧被害生徒の年齢、⑨加害教諭以外の教諭名、⑩加害教諭の印影、⑪加害教諭の病歴については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと認められるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもので、かつ、ただし書のいずれにも該当しないものである。

イ ⑦被害生徒名は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第6条第1項第2号に該当する。

ウ ⑧被害生徒の年齢は、個人に関する情報であり、条例第6条第1項第2号に該当する。

エ ①文書記号には、学校名の略称が用いられている。

③学校長名、⑤加害教諭名（⑩加害教諭の印影を含む。）、⑨加害教諭以外の教諭名については、高知県立図書館（オーテピア高知図書館）に所蔵され、誰もが閲覧することができる「高知県教育関係職員名簿」に記載されており、若しくは高知県教育委員会又は各学校に問い合わせれば誰にでも答えているものであり、開示することにより学校名が特定できる情報である。

④学校長印には、学校名が表示されている。

学校名が特定されただけでは被害生徒までは識別できないかもしれないが、本件開示請求において既に被害生徒の学年、性別、体罰の時期、場所、態様等が開示されており、更に学校名まで開示されれば、既に開示されている情報と照合することにより、被害生徒が特定される可能性が高く、条例第6条第1項第2号に該当する。

オ ⑥加害教諭の年齢、⑪加害教諭の病歴については、条例第6条第1項第2号ただし書に規定される地方公務員の職務の遂行に係る情報とは別個の独立した個人情報であり、条例第6条第1項第2号に該当する。

(8) 本件公文書8について

ア 本件公文書8のうち、非開示とした①文書記号、②学校名、③学校長名、④学校長印、⑤加害教諭名、⑥被害生徒名、⑦被害生徒の年齢、⑧行事名、⑨加害教諭以外の教諭名、⑩教頭名、⑪被害生徒の病名、⑫保護者名、⑬加害教諭の印影については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと認められるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもので、かつ、ただし書のいずれにも該当しないものである。

イ ⑥被害生徒名、⑫保護者名は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第6条第1項第2号に該当する。

ウ ⑦被害生徒の年齢、⑪被害生徒の病名は、個人に関する情報であり、条例第6条第1項第2号に該当する。

エ ①文書記号には、学校名の略称が用いられている。

③学校長名、⑤加害教諭名（⑬加害教諭の印影を含む。）、⑨加害教諭以外の教諭名、⑩教頭名については、高知県立図書館（オーテピア高知図書館）に所蔵され、誰もが閲覧することができる「高知県教育関係職員名簿」に記載されており、若しくは高知県教育委員会又は各学校に問い合わせれば誰にでも答えているものであり、開示することにより学校名が特定できる情報である。

④学校長印には、学校名が表示されている。

⑧行事名は、学校が授業の一環として行っている独自の行事であり、開示することにより学校名が特定できる情報である。

学校名が特定されただけでは被害生徒までは識別できないかもしれないが、本件開示請求において既に被害生徒の学年、性別、体罰の時期、場所、態様等が開示されており、更に学校名まで開示されれば、既に開示されている情報と照合することにより、被害生徒が特定される可能性が高く、条例第6条第1項第2号に該当する。

(9) 本件公文書9について

ア 本件公文書9のうち、非開示とした①文書記号、②学校名、③学校長名、④学校長印、⑤体罰を行った講師（以下「加害講師」という。）名、⑥実習中に使用した物の名称、⑦教頭名（教頭の名字の最初の文字を含む。）、⑧被害生徒の家族状況、⑨被害生徒の障害名、⑩被害生徒名、⑪建物名称、⑫電話番号、⑬ファクシミリ番号、⑭メールアドレス、⑮加害講師の年齢、⑯加害講師の勤務年数、⑰被害生徒の所属コース名、⑱被害生徒の年齢、⑲加害講師以外の教諭の勤務年数、⑳加害講師以外の教諭名、㉑加害講師の出身校、㉒加害講師の印影については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できると認められるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもので、かつ、ただし書のいずれにも該当しないものである。

イ ⑩被害生徒名は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第6条第1項第2号に該当する。

ウ ⑧被害生徒の家族状況、⑨被害生徒の障害名、⑱被害生徒の年齢は、個人に関する情報であり、条例第6条第1項第2号に該当する。

エ ①文書記号には、学校名の略称が用いられている。

③学校長名、⑤加害講師名（㉒加害講師の印影を含む）、⑦教頭名、⑳加害講師以外の教諭名については、高知県立図書館（オーテピア高知図書館）に所蔵され、誰もが閲覧することができる「高知県教育関係職員名簿」に記載されており、若しくは高知県教育委員会又は各学校に問い合わせれば誰にでも答えているものであり、開示することにより学校名が特定できる情報である。

④学校長印には、学校名が表示されている。

⑥実習中に使用した物の名称、⑪建物名称、⑰被害生徒の所属コース名は、学校の特徴に関わる名称であり、インターネットで「高知 高校」と併せて検索すれば、学校名が特定できる情報である。

⑫電話番号、⑬ファクシミリ番号は、現在も学校で使用されている番号であり、学校名が特定できる情報である。⑭メールアドレスには、教頭の氏名が含まれている。

学校名が特定されただけでは被害生徒までは識別できないかもしれないが、本件開示請求において既に被害生徒の学年、性別、体罰の時期、場所、態様等が開示されており、更に学校名まで開示されれば、既に開示されている情報と照合することにより、被害生徒が特定される可能性が高く、条例第6条第1項第2号に該当する。

オ ⑮加害講師の年齢、⑯加害講師の勤務年数、⑰加害講師以外の教諭の勤務年数、⑱加害講師の出身校については、条例第6条第1項第2号ただし書に規定される地方公務員の職務の遂行に係る情報とは別個の独立した個人情報であり、条例第6条第1項第2号に該当する。

(10) 本件公文書10について

ア 本件公文書10のうち、非開示とした①文書記号、②学校名、③学校長印、④体罰を行った指導員（以下「加害指導員」という。）名、⑤被害生徒名、⑥職名、⑦教職員名、⑧被害生徒の病名、⑨被害生徒の障害名、⑩被害生徒の特性、⑪校内人権研修会の講師名、⑫校内学習会の講師名、⑬加害指導員の印影については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと認められるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもので、かつ、ただし書のいずれにも該当しないものである。

イ ⑤被害生徒名は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第6条第1項第2号に該当する。

ウ ⑧被害生徒の病名、⑨被害生徒の障害名、⑩被害生徒の特性は、個人に関する情報であり、条例第6条第1項第2号に該当する。

エ ①文書記号には、学校名の略称が用いられている。

③学校長印には、学校名が表示されている。

④加害指導員名（⑬加害指導員の印影を含む。）、⑦教職員名については、高知県立図書館（オーテピア高知図書館）に所蔵され、誰もが閲覧することができる「高知県教育関係職員名簿」に記載されており、若しくは高知県教育委員会又は各学校に問い合わせれば誰にでも答えているものであり、開示することにより学校名が特定できる情報である。

⑥職名の教職員が配置されている県立特別支援学校は2校のみであり、開示することにより学校名が特定できる情報である。

⑫校内学習会の講師名は、学校に配置されているスクールカウンセラーの氏名であり、開示することにより学校名が特定できる情報である。

学校名が特定されただけでは被害生徒までは識別できないかもしれないが、本件開示請求において既に被害生徒の学年、性別、体罰の時期、場所、態様等が開示されており、更に学校名まで開示されれば、既に開示されている情報と照合することにより、被害生徒が特定される可能性が高く、条例第6条第1項第2号に該当する。

オ ⑪校内人権研修会の講師名は、県外公立学校の教諭氏名だが、当該教諭が職務として講師を務めたことを示す書類は残っておらず、条例第6条第1項第2号ただし書に規定される地方公務員の職務の遂行に係る情報とは別個の独立した個人情報である可能性があり、条例第6条第1項第2号に該当する。

(11) 本件公文書11について

ア 本件公文書11のうち、非開示とした①学校名、②学校長名、③学校長印、④加害講師名、⑤被害生徒名、⑥加害講師以外の教諭名、⑦教頭名、⑧被害生徒の病名（病名を推測させる研修名を含む。）、⑨被害生徒の特性、⑩施設名、⑪施設入所経緯、⑫本校スクールカウンセラー名、⑬加害講師の印影、⑭文書記号、⑮被害生徒の年齢については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと認められるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもので、かつ、ただし書のいずれにも該当しないものである。

イ ⑤被害生徒名は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第6条第1項第2号に該当する。

ウ ⑧被害生徒の病名、⑨被害生徒の特性、⑪施設入所経緯、⑮被害生徒の年齢は、個人に関する情報であり、条例第6条第1項第2号に該当する。

エ ②学校長名、④加害講師名（⑬加害講師の印影を含む。）、⑥加害講師以外の教諭名、⑦教頭名については、高知県立図書館（オーテピア高知図書館）に所蔵され、誰もが閲覧することができる「高知県教育関係職員名簿」に記載されており、若しくは高知県教育委員会又は各学校に問い合わせれば誰にでも答えているものであり、開示することにより学校名が特定できる情報である。

③学校長印には、学校名が表示されている。

⑩施設名は、この施設の周辺にある県立特別支援学校は1校のみであり、開示することにより学校名が特定できる情報である。

⑫本校スクールカウンセラー名は、学校に配置されているスクールカウンセラーの氏名であり、開示することにより学校名が特定できる情報である。

⑭文書記号には、学校名の略称が用いられている。

学校名が特定されただけでは被害生徒までは識別できないかもしれないが、本件開示請求において既に被害生徒の学年、性別、体罰の時期、場所、態様等が開示されており、更に学校名まで開示されれば、既に開示されている情報と照合することにより、被害生徒が特定される可能性が高く、条例第6条第1項第2号に該当する。

第4 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の主な内容は、次のように要約できる。

本件部分開示決定は、条例及び関連する令和3年2月5日高知地方裁判所判決等に照らし、違法な非開示部分を含むものである。市町村名、学校名、教員名の非開示などその典型である。あらためて高知県公文書開示審査会の判断を仰ぎたい。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、平成27年度に教育委員会に提出された県内公立小中学校、県立高等学校及び特別支援学校で起きた体罰に関する顛末書及び報告書等である。

本件公文書1は教諭の「顛末書」及び校長の「報告書」の2通、本件公文書2は教諭の「顛末書」及び校長の「報告書」の2通、本件公文書3は教諭の「顛末書」及び校長の「報告書」の2通、本件公文書4は教諭の「顛末書」及び校長の「報告書」の2通、本件公文書5は教諭の「顛末書」及び校長の「教職員の体罰に係る報告書」の2通、本件公文書6は校長の「報告書」及び教諭の「顛末書」の2通、本件公文書7は校長の「報告書」及び教諭の「顛末書」の2通、本件公文書8は校長の「報告書」、「平成27年度体罰に関するアンケート用紙【教員用】」、高校生用及び保護者用の「平成27年度体罰に関するアンケート用紙」並びに教諭の「顛末書」の5通、本件公文書9は校長の「体罰に係わる報告書の提出について（報告）」、校長の「体罰に係わる顛末書および報告書の提出について（進達）」、校長の「報告書」及び期限付講師の「顛末書」の4通、本件公文書10は校長の「体罰に関する報告書及び顛末書の提出について（進達）」、校長の「報告書（体罰）」及び寄宿舎指導員の「顛末書」の3通、本件公文書11は校長の「報告書（体罰）」及び期限付講師の「顛末書」の2通から、それぞれ構成されている。

実施機関は、本件公文書中の非開示部分は条例第6条第1項第2号に該当すると主張しているので、以下検討する。

2 条例第6条第1項第2号の解釈について

当審査会は、これまで、条例第6条第1項第2号の個人情報該当性の判断にあたっては、以下の解釈に基づいて審査を行ってきた。①本号ただし書ウ及びエに掲げる公務員等の職務の遂行に係る情報が、なお他の個人に係る個人情報として本号本文に該当する場合には、当該個人に係る個人情報として非開示とすること、②条例に基づく開示請求において既に開示された情報は、一般人が容易に入手し得る情報として本号本文の「他の情報」に該当し、当該情報との照合により特定の個人が識別される情報は、個人識別情報として非開示とすること。

ところで、当審査会の諮問第190号に係る平成24年度の高知県内の学校の体罰事故報告書の部分開示決定の取消しを求める行政訴訟が提起され、令和3年2月5日に高知地方裁判所の判決、令和4年2月25日に高松高等裁判所の判決がそれぞれ言い渡されている。

まず、高知地方裁判所は、ある情報が本号ただし書アからエまでに該当する場合、「当該情報の同号本文該当性を論ずるまでもなく、実施機関は当該情報を開示しなければならない」としていた。しかし、高松高等裁判所は、「ある情報が公務

員にとっての個人情報であると同時に公務員以外の者にとっての個人情報でもある場合には、当該公務員にとっての非開示情報該当性と他の個人にとっての非開示情報該当性とは別個に検討する必要がある、そのいずれかに該当すれば、当該情報は不開示と判断すべきである。」としている。

また、高知地方裁判所は、「本件各決定によって開示されている情報や本件各公文書に記載されている体罰事故に関連する情報が広く一般に知られているとの事実は認められない。」から、本号本文の「他の情報」には該当せず、それ以外の情報との照合により個人識別情報該当性を判断すべきであるとしていた。しかし、高松高等裁判所は、個人識別情報該当性については「本件各決定における開示対象文書全体を考慮する必要がある」としている。

前述した当審査会の本号に係る①及び②の解釈は、高松高等裁判所においても確認されたものと考えられる。

なお、令和4年7月21日に最高裁判所第一小法廷において、本件の上告棄却及び上告審としての不受理の決定がなされている。

したがって、従来どおりこれらの解釈に基づいて、本件においても審査を行うものとする。

3 条例第6条第1項第2号該当性について

条例第6条第1項第2号は、「個人に関する情報」であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる」と認められるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、本号ただし書アからエまでに該当する場合を除き非開示とすることを定めている。

(1) 本件公文書1について

ア 本件公文書1中の非開示部分は、市町村名、学校名、校長名、加害教諭名、加害教諭の印影、クラス名、被害児童名、指導主事名、教育長名、教育次長名、キャッチフレーズ及び行事名である。

イ 本件公文書1には、教室等で発生した担任による体罰の状況とその後の学校及び市町村教育委員会の対応について、詳細な内容が記載されている。

本件公文書1の記載中、被害児童名は、個人が特定される情報であることは明らかである。また、本件公文書1については、本件開示請求において既に被害児童の学年、体罰の時期、場所、態様等が開示されており、更に学校名や所属クラス名まで開示されれば、既に開示されている情報と照合することにより、被害児童が特定される可能性が高いと考えられる。

校長名及び加害教諭名（加害教諭の印影を含む。）については、高知県立図書館（オーテピア高知図書館）に所蔵され、誰もが閲覧することができる「高知県教育関係職員名簿」に勤務先の学校ごとに氏名が記載されており、これが開示されれば学校名が特定されることが考えられる。

市町村名については、これが開示されれば、既に開示されている被害児童の行事で担当していた役割、その他の情報から、学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

教育長名及び教育次長名については、市町村のホームページ等で公表されて

いるほか、前出の「高知県教育関係職員名簿」に市町村ごとに記載されており、また、指導主事名についても「高知県教育関係職員名簿」に市町村ごとに記載されていることから、これらが開示されれば市町村名が特定され、学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

キャッチフレーズについては、学校名が入っており、また、行事名についても学校が独自に命名した参観日名であるため、これらが開示されれば学校名が特定されると考えられる。

したがって、本件公文書1の非開示部分は被害児童の個人情報であると認められ、本号本文に該当する。

(2) 本件公文書2について

- ア 本件公文書2中の非開示部分は、市町村名、学校名、学校に関する情報、加害教諭名、加害教諭の印影、校長名、校長印、被害生徒の所属クラス名、施設名、施設に関する情報、被害生徒の家庭に関する情報、その他の教職員名、組織名称、教育長名、施設における役職名、組織における役割、委員及び委員会の名称、校内研修の講師名及びその役職名、大会対戦校名及び地区名である。
- イ 本件公文書2には、学校会議室で発生した体罰の状況とその後の学校の対応について、詳細な内容が記載されている。

本件公文書2については、本件開示請求において既に被害生徒の学年、性別、体罰の時期、場所、態様等が開示されており、更に学校名や所属クラス名まで開示されれば、既に開示されている情報と照合することにより、被害生徒が特定される可能性が高いと考えられる。

なお、校長印にも学校名が表示されている。

校長名、加害教諭名（加害教諭の印影を含む。）及びその他の教職員名は、(1)で検討したとおり、学校名が特定される情報である。

また、学校に関する情報は、当該学校が特に取り組んでいる事業名及びその内容であり、学校名が特定される情報である。

市町村名、組織名称及び地区名については、これらが開示されれば、既に開示されている部活動の実績等の情報から、学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

施設名、施設に関する情報及び施設における役職名は、被害生徒の具体的な生活状況に関わる情報であり、被害生徒が特定される可能性が高い情報であると考えられる。

教育長名は、(1)で検討したとおり、市町村名が特定され、学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

被害生徒の家庭に関する情報は、被害生徒が特定されるか否かにかかわらず、被害生徒個人の権利利益を害する情報に該当する。

大会対戦校名は、学校名が記載されており、これが開示されれば学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

組織における役割は、当該組織のホームページ等で公表されていることから、加害教諭の特定につながるおそれがあり、これが開示されれば、(1)で検討したとおり、学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

校内研修の講師名及びその役職名は、当該学校が特に取り組んでいる事業に

係る助言者として教育委員会が委嘱した者であり、これらが開示されれば、学校が取り組んでいる事業が明らかになり、学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

これに対し、委員及び委員会の名称については、県内の全ての市町村に設置されているものであり、これが開示されたとしても市町村名が特定されるとは考えられない。

したがって、委員及び委員会の名称を除く本件公文書2の非開示部分は、被害生徒の個人情報であると認められ、本号本文に該当する。

(3) 本件公文書3について

ア 本件公文書3中の非開示部分は、学校名、市町村名、加害教諭名、加害教諭の印影、被害生徒名、被害生徒の家族構成・状況、被害生徒に係る情報、校長名、学校長印及び教育委員会職員名である。

イ 本件公文書3には、部活動中において発生した体罰の状況とその後の学校の対応について、詳細な内容が記録されている。

本件公文書3の記載中、被害生徒名は、個人が特定される情報であることは明らかである。また、本件公文書3については、本件開示請求において既に被害生徒の学年、性別、体罰の時期、場所、態様等が開示されており、更に学校名まで開示されれば、既に開示されている情報と照合することにより、被害生徒が特定される可能性が高いと考えられる。

なお、学校長印にも学校名が表示されている。

市町村名については、これが開示されれば、既に開示されている部活動の部員構成及び指導体制の情報から、学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

校長名及び加害教諭名（加害教諭の印影を含む。）は、(1)で検討したとおり、学校名が特定される情報である。また、教育委員会職員名についても「高知県教育関係職員名簿」に市町村ごとに記載されていることから、これが開示されれば市町村名が特定され、既に開示されている情報と照合することにより学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

被害生徒の家族構成・状況及び被害生徒に係る情報については、被害生徒が特定されるか否かにかかわらず、被害生徒個人の権利利益を害する情報に該当する。

したがって、本件公文書3の非開示部分は、被害生徒の個人情報であると認められ、本号本文に該当する。

(4) 本件公文書4について

ア 本件公文書4中の非開示部分は、学校名、学校長印、校長名、加害教諭名、加害教諭の印影、被害児童名、被害児童の兄弟の所属クラス名及び加害教諭の年齢である。

イ 本件公文書4には、教室で発生した体罰の状況とその後の学校の対応について、詳細に記載されている。

本件公文書4の記載中、被害児童名は、個人が特定される情報であることは明らかである。また、本件公文書4については、本件開示請求において既に被害児童の学年、所属クラス名、性別、体罰の時期、場所、態様等が開示されて

おり、更に学校名や被害児童の兄弟の所属クラス名まで開示されれば、既に開示されている情報と照合することにより、被害児童が特定される可能性が高いと考えられる。

なお、学校長印にも学校名が表示されている。

校長名及び加害教諭名（加害教諭の印影を含む。）は、（１）で検討したとおり、学校名が特定される情報である。

これに対し、加害教諭の年齢については、これが開示されたとしても当該教諭が特定されるとは考えられない。

したがって、加害教諭の年齢を除く本件公文書４の非開示部分は、被害児童の個人情報であると認められ、本号本文に該当する。

（５） 本件公文書５について

ア 本件公文書５中の非開示部分は、学校名、市町村名、地方公共団体の種類、加害教諭名、加害教諭の印影、被害生徒名、校長名及び学校長印である。

イ 本件公文書５には、部活動の指導中に発生した２件の体罰の状況とその後の学校の対応について、詳細に記載されている。

本件公文書５の記載中、被害生徒名は、個人が特定される情報であることは明らかである。また、本件公文書５については、本件開示請求において既に部活動名、被害生徒の学年、体罰の時期、場所、態様等が開示されており、更に学校名まで開示されれば、既に開示されている情報と照合することにより、被害生徒が特定される可能性が高いと考えられる。

なお、学校長印にも学校名が表示されている。

校長名及び加害教諭名（加害教諭の印影を含む。）は、（１）で検討したとおり、学校名が特定される情報である。

市町村名については、これが開示されれば、既に開示されている当該部活動のある学校であるという情報と照合することにより、学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

これに対し、地方公共団体の種類については、県内には当該地方公共団体の種類は多数あり、これが開示され、既に開示されている情報と照合したとしても学校名が特定されるとは考えられない。

したがって、地方公共団体の種類を除く本件公文書５の非開示部分は、被害生徒の個人情報であると認められ、本号本文に該当する。

（６） 本件公文書６について

ア 本件公文書６中の非開示部分は、学校名、校長名、学校長印、加害教諭名、被害生徒名、加害教諭及び被害生徒が所属している科名、被害生徒の出身中学校名、加害教諭の年齢、その他の教職員名及びその年齢、教頭名、練習試合の相手学校名、被害生徒以外の生徒名及び所属している科名、加害教諭の勤務年数、研修名並びに加害教諭の印影である。

イ 本件公文書６には、部活動における体罰の状況とその後の学校の対応について、詳細に記載されている。

本件公文書６の記載中、被害生徒名及び被害生徒以外の生徒名は、個人が特定される情報であることは明らかである。また、本件公文書６については、本件開示請求において既に部活動名、被害生徒の学年、体罰の時期、場所、態様

等が開示されており、更に学校名まで開示されれば、既が開示されている情報と照合することにより、被害生徒が特定される可能性が高いと考えられる。

なお、学校長印にも学校名が表示されている。

校長名、加害教諭名（加害教諭の印影を含む。）、その他の教職員名及び教頭名は、(1)で検討したとおり、学校名が特定される情報である。

加害教諭、被害生徒及び被害生徒以外の生徒が所属している科名は、当該科名を全て持つ高校に限られており、これが開示されれば、既が開示されている情報と照合することにより学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

被害生徒の出身中学校名は、被害生徒が特定されるか否かにかかわらず、被害生徒個人の権利利益を害する情報に該当する。

練習試合の相手学校名は、これが開示されれば、体罰の発生した高校の所在地の推測が可能となり、学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

これに対し、加害教諭及びその他の教職員の年齢については、これが開示されたとしても加害教諭及びその他の教職員が特定されるとは考えられない。

研修名についても、当該研修は一定の勤務年数の全教員を対象とするものであり、これが開示されたとしても加害教諭が特定されるとは考えられない。また、加害教諭の勤務年数についても、これが開示されたとしても当該教員が特定されるとは考えられない。なお、本件公文書6における勤務年数（研修名も勤務年数を推測しうる情報である。）の記載の程度では、加害教諭個人の権利利益を害するおそれのある経歴に関する情報とまではいえない。

したがって、加害教諭及びその他の教職員の年齢、研修名並びに加害教諭の勤務年数を除く本件公文書6の非開示部分は、被害生徒及び被害生徒以外の生徒の個人情報であると認められ、本号本文に該当する。

(7) 本件公文書7について

ア 本件公文書7中の非開示部分は、文書記号、学校名、校長名、学校長印、加害教諭名、加害教諭の年齢、被害生徒名、被害生徒の年齢、その他の教職員名、加害教諭の印影及び加害教諭の病歴である。

イ 本件公文書7には、授業中に発生した体罰の状況とその後の学校の対応について、詳細に記載されている。

本件公文書7の記載中、被害生徒名及び被害生徒の年齢は、個人が特定される情報であることは明らかである。また、本件公文書7については、本件開示請求において既に被害生徒の学年、所属クラス名、体罰の時期、場所、態様等が開示されており、更に学校名まで開示されれば、既が開示されている情報と照合することにより、被害生徒が特定される可能性が高いと考えられる。

なお、学校長印にも学校名が表示され、文書記号にも学校名の略称が表示されている。

校長名、加害教諭名（加害教諭の印影を含む。）及びその他の教職員名は、(1)で検討したとおり、学校名が特定される情報である。

また、加害教諭の病歴については、加害教諭個人の権利利益を害する情報であり、個人情報であると認められる。

これに対し、加害教諭の年齢については、これが開示されたとしても加害教諭が特定されるとは考えられない。

したがって、加害教諭の年齢を除く本件公文書7の非開示部分は、被害生徒及び加害教諭の個人情報であると認められ、本号本文に該当する。

(8) 本件公文書8について

ア 本件公文書8中の非開示部分は、文書記号、学校名、校長名、学校長印、加害教諭名、被害生徒名、被害生徒の年齢、行事名、その他の教職員名、教頭名、被害生徒の病名、保護者名及び加害教諭の印影である。

イ 本件公文書8には、部活動に関連して起きた体罰の状況とその後の学校の対応について、詳細に記載されている。

本件公文書8の記載中、被害生徒名、被害生徒の年齢及び保護者名は、個人が特定される情報であることは明らかである。また、本件公文書8については、本件開示請求において既に被害生徒の学年、所属クラス名、性別、体罰の時期、場所、態様等が開示されており、更に学校名まで開示されれば、既に開示されている情報と照合することにより、被害生徒が特定される可能性が高いと考えられる。

なお、学校長印にも学校名が表示され、文書記号にも学校名の略称が表示されている。

校長名、加害教諭名（加害教諭の印影を含む。）、その他の教職員名及び教頭名は、(1)で検討したとおり、学校名が特定される情報である。

行事名は、授業の一環として行っている学校独自の行事であり、これが開示されれば、学校名が特定されると考えられる。

被害生徒の病名は、被害生徒が特定されるか否かにかかわらず、被害生徒個人の権利利益を害する情報に該当する。

したがって、本件公文書8の非開示部分は、被害生徒及び保護者の個人情報であると認められ、本号本文に該当する。

(9) 本件公文書9について

ア 本件公文書9中の非開示部分は、文書記号、学校名、校長名、学校長印、加害講師名、実習作業に関する物の名称、教頭名、被害生徒の家族状況、被害生徒の障害名、被害生徒名、建物名称、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス、加害講師の年齢、加害講師の勤務年数、被害生徒の所属コース名、被害生徒の年齢、その他の教職員名及びその勤務年数、加害講師の出身校並びに加害講師の印影である。

イ 本件公文書9には、実習中に発生した体罰の状況とその後の学校の対応について、詳細に記載されている。

本件公文書9の記載中、被害生徒名及び被害生徒の年齢は、個人が特定される情報であることは明らかである。また、本件公文書9については、本件開示請求において既に被害生徒の学年、所属クラス名、性別、体罰の時期、場所、態様等が開示されており、更に学校名まで開示されれば、既に開示されている情報と照合することにより、被害生徒が特定される可能性が高いと考えられる。

なお、学校長印にも学校名が表示され、文書記号にも学校名の略称が表示されている。

校長名、教頭名、加害講師名（加害講師の印影を含む。）及びその他の教職

員名は、(1)で検討したとおり、学校名が特定される情報である。

実習作業に関する物の名称、建物名称、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス及び被害生徒の所属コース名は、これらが開示されれば、学校名が特定されると考えられる。

被害生徒の家族状況及び被害生徒の障害名は、被害生徒が特定されるか否かにかかわらず、被害生徒個人の権利利益を害する情報に該当する。

また、加害講師の出身校については、加害講師が特定されるか否かにかかわらず、加害講師個人の権利利益を害するおそれのある職務の遂行に関係のない経歴に関する情報である。

これに対し、加害講師の年齢並びに加害講師及びその他の教職員の勤務年数については、これが開示されたとしても加害講師及びその他の教職員が特定されるとは考えられない。なお、本件公文書9における勤務年数の記載の程度では、加害講師及びその他の教職員個人の権利利益を害するおそれのある経歴に関する情報とまではいえない。

したがって、加害講師の年齢並びに加害講師及びその他の教職員の勤務年数を除く本件公文書9の非開示部分は、被害生徒及び加害講師の個人情報であると認められ、本号本文に該当する。

(10) 本件公文書10について

ア 本件公文書10中の非開示部分は、文書記号、学校名、学校長印、加害指導員名、被害生徒名、職名、その他の教職員名、被害生徒の病名、被害生徒の障害名、被害生徒の特性、校内人権研修会の講師名、校内学習会の講師名及び加害指導員の印影である。

イ 本件公文書10には、指導中に発生した体罰の状況とその後の学校の対応について、詳細に記載されている。

本件公文書10の記載中、被害生徒名は、個人が特定される情報であることは明らかである。また、本件公文書10については、本件開示請求において既に被害生徒の学年、性別、体罰の時期、場所、態様等が開示されており、更に学校名まで開示されれば、既に開示されている情報と照合することにより、被害生徒が特定される可能性が高いと考えられる。

なお、学校長印にも学校名が表示され、文書記号にも学校名の略称が表示されている。

加害指導員名（加害指導員の印影を含む。）及びその他の教職員名は、(1)で検討したとおり、学校名が特定される情報である。

職名は、これを配置している学校は少なく、開示すれば学校名が特定される可能性が高いと考えられる。

校内学習会の講師名については、学校に配置されているスクールカウンセラーの氏名であり、各学校に問い合わせれば誰でも知ることができる情報であるため、これが開示されれば、学校名が特定される可能性があると考えられる。

被害生徒の病名、被害生徒の障害名及び被害生徒の特性は、被害生徒が特定されるか否かにかかわらず、被害生徒個人の権利利益を害する情報に該当する。

校内人権研修会の講師名は、実施機関によれば、地方公務員の職務遂行情報であることが明らかでないとのことであり、それゆえ、条例第6条第1項第2

号ただし書ウに該当しないと認められ、非開示が妥当である。

したがって、本件公文書10の非開示部分は、被害生徒及び校内人権研修会の講師の個人情報であると認められ、本号本文に該当する。

(11) 本件公文書11について

ア 本件公文書11中の非開示部分は、学校名、校長名、学校長印、加害講師名、被害生徒名、その他の教職員名、教頭名、被害生徒の病名（病名を推測させる研修名を含む。）、被害生徒の特性、施設名、施設入所経緯、スクールカウンセラー名、加害講師の印影、文書記号及び被害生徒の年齢である。

イ 本件公文書11には、指導中に発生した体罰の状況とその後の学校の対応について、詳細に記載されている。

本件公文書11の記載中、被害生徒名及び被害生徒の年齢は、個人が特定される情報であることは明らかである。また、本件公文書11については、本件開示請求において既に被害生徒の学年、性別、体罰の時期、場所、態様等が開示されており、更に学校名まで開示されれば、既に開示されている情報と照合することにより、被害生徒が特定される可能性が高いと考えられる。なお、学校長印にも学校名が表示され、文書記号にも学校名の略称が表示されている。

校長名、加害講師名（加害講師の印影を含む。）、その他の教職員名及び教頭名は、(1)で検討したとおり、学校名が特定される情報である。

スクールカウンセラー名は、(10)で検討したとおり、学校名が特定される可能性がある。

被害生徒の病名（病名を推測させる研修名を含む。）、被害生徒の特性及び施設入所経緯は、被害生徒が特定されるか否かにかかわらず、被害生徒個人の権利利益を害する情報に該当する。

施設名は、この施設周辺の特別支援学校は1校のみであり、これを開示すれば学校名が特定できる情報である。

したがって、本件公文書11の非開示部分は、被害生徒の個人情報であると認められ、本号本文に該当する。

第6 結論

当審査会は、本件部分開示決定について以上のとおり検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断したので、答申する。

第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおり。

年 月 日	処理内容
令和3年6月22日及び同月28日	・実施機関から諮問を受けた。
令和3年10月12日 (令和3年度第1回第一小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和3年11月5日及び同月18日	・実施機関から意見書を受理した。
令和3年12月7日 (令和3年度第2回第一小委員会)	・実施機関から意見聴取を行った。 ・諮問の審議を行った。
令和3年12月20日	・審査請求人から意見書を受理した。
令和4年2月1日 (令和3年度第3回第一小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和4年3月28日 (令和3年度第4回第一小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和4年5月19日 (令和4年度第1回第一小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和4年7月5日 (令和4年度第2回第一小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和4年8月23日 (令和4年度第3回第一小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和4年10月7日 (令和4年度第4回第一小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和4年11月29日 (令和4年度公文書開示審査会(第2回全体会))	・諮問の審議を行った。
令和4年12月1日	・答申を行った。

別表

	開示すべき部分
本件公文書 2	委員及び委員会の名称
本件公文書 4	加害教諭の年齢
本件公文書 5	地方公共団体の種類
本件公文書 6	加害教諭及びその他の教職員の年齢、研修名並びに加害教諭の勤務年数
本件公文書 7	加害教諭の年齢
本件公文書 9	加害講師の年齢並びに加害講師及びその他の教職員の勤務年数